

【プレス（報道機関）FAX用】

平成25年5月27日

東 村 山 市

## 退職手当の見直しについて

東村山市では、市長、副市長及び教育長の退職手当について、職員の退職手当の改正にあわせ、下記の通り改正する条例案を6月定例会市議会に提出いたしました。この見直しにより、市長、副市長及び教育長の退職手当の支給率は、都内26市のうち最低水準となります。なお、東村山市職員の退職手当についても、東京都に準じた見直しを行います。

### 記

#### 1. 常勤特別職の退職手当について

##### (1) 支給率変更

市長	在職1年あたり	給料月額	の100分の350	→	100分の310
副市長	在職1年あたり	給料月額	の100分の300	→	100分の270
教育長	在職1年あたり	給料月額	の100分の200	→	100分の180

##### (2) 影響額(1任期)

市長	約150万8千円減額	(約11.4%)
副市長	約96万1千円減額	(10.0%)
教育長	59万2千円減額	(10.0%)

##### (3) 実施時期

平成25年7月1日予定

#### 2. 市職員の退職手当について

##### (1) 退職手当の基本額

普通退職者に対する支給率と定年等退職者（定年退職及び整理退職等）に対する支給率を統合し、最高支給率(現行：定年等退職59.2月、普通退職50月)を45月とする。

##### (2) 退職手当の調整額

各職責区分における在職1月当たりの調整ポイントを引き上げ、在職期間の職責をよりきめ細かく退職手当に反映させる。

##### (3) 実施時期

平成25年7月1日予定

##### 経過措置

##### ア. 普通退職

上記の見直しは、平成26年4月1日から本則適用とし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間で経過措置を実施する。

##### イ. 定年等退職

上記の見直しは、平成27年4月1日から本則適用とし、平成25年7月1日から平成26年3月31日及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間で経過措置を実施する。

##### (4) 影響額

一人平均	約245万7千円減額	(約10.4%)
------	------------	----------

## **渡部市長コメント**

「この度の市職員の退職手当の改正は、公民格差を是正する東京都の改正に準じて実施するものですが、一人ひとりの職員にとっては著しい影響を与えるものです。市長としては職員と苦楽を共にするとの思いから、自らの退職手当についても職員に準じて引き下げることを決断しました。」